

# 「カフェテリアプラン」 Q & A

【最新版】

一般財団法人青森県教職員互助会

## 請求手続き

Q 1 今年度請求時、7,000円に満たない額を請求したが、残額分を翌年度に繰り越して請求できるのか？

また、今年度請求書を提出しなかった場合、翌年度に請求できるのか？

A 1 請求は1事業年度につき1回限りですので、**残額分の繰越はできません。**

未請求の場合も同様に、翌年度に繰越はできませんので、補助を希望する場合は、忘れずに請求書を提出してください。

Q 2 コンサートチケットを購入したのは3月だが、公演日が4月（翌年度）の場合はいつ請求書を提出すればよいか？

A 2 公演日が翌年度であっても、**実際に購入した日の属する年度が補助対象となるので**、購入した年度分に請求してください。

Q 3 料金は支払い済みだが、公演中止やキャンセル、運休等による返金が考えられるメニュー（コンサート、ホテル宿泊、JR乗車券など）を選択した場合、いつ請求書を提出すればよいか？

A 3 実施前に請求し、送金後に中止になった場合は、返金していただくことが必要となるため**できるだけ実施後に提出**してください。

※A 2に記載しているとおり、請求の時期に注意してください。

Q 4 請求した補助金はいつもらえるのか？

A 4 下記日程のとおり、例月の医療費補助金等の給付金送金日と同日です。

給付金送金日の詳細は、別途所属あてに通知しています。

互助会・共済組合に届出している口座へ振り込みます。

10月 1日 ~ 12月25日までに受付	1月下旬
12月26日 ~ 3月31日までに受付	4月下旬

## 領収書について

Q 5 請求書に添付する領収書等はどういうものか？

A 5 ①あて名（フルネーム）、②領収金額、③領収年月日、④利用・購入等した施設名又は品名等、⑤領収書の発行者名が明記されているものに限ります。領収書等は写しでも可です。【①～⑤は必須】

Q 6 添付する領収書等は、納品書でもよいか？

A 6 納品書、請求書、商品発注票、商品受注票など、**代金の支払いが確認できないものは証拠書類として使用できません**のでご注意ください。

Q 7 請求書に添付する領収書等はレシートでも可能か？

A 7 上記A 5のとおり、①～⑤が明記されていれば可能です。

Q 8 交付を受けた領収書に「品代として」（または「〇〇用品」としか記載されていないが良いのか？

A 8 このような場合は、レシート等の内容がわかる明細を領収書に添付してください。

Q 9 領収書等に、実施日（コンサート開催日、ホテル宿泊日、J R乗車日など）の記載がなくてもよいか？

A 9 領収書等に実施日の記載がない場合は、余白に記入してください。

Q 10 クレジットカード払いで購入した場合は、どのように請求すればよいのか？

A 10 上記A 5のとおり、①～⑤が明記されている領収書を添付して請求してください。  
領収書の入手が困難な場合は、クレジットカードの請求明細等を添付してください。

Q 11 どうしても①～⑤がすべて記入されている領収書等がない場合はどうすればよいか？

A 11 会員本人が、不足している項目を領収書等の余白に記入のうえ、「カフェテリアプラン請求書」の申告欄の該当箇所をチェックしてください。

Q 12 夫婦が共に会員の場合、一緒に利用したメニューについて、それぞれが請求できるのか？

A 12 本人分の経費についてそれぞれ請求できます。

ただし、このような場合は、それぞれが負担した金額の各会員あての領収書等を発行してもらい、その領収書等を添付し請求してください。

各会員あての領収書等の発行が難しい場合は、それぞれが負担した金額を余白に記入してください。

Q13 購入時に発生した送料や購入手数料は補助対象となるのか？

A13 対象となります。

Q14 商品券などの金券やポイントで購入した場合は、補助対象となるのか？

A14 商品券、ギフト券、旅行券、図書カードなどの金券、ポイントでの購入費及びふるさと納税返礼品のクーポン等での購入費は「補助対象外経費」です。

補助対象外経費は、下記のとおりですので、ご注意ください。

## 補助対象外経費

### ■ 共通事項 ■

以下にかかる経費は**すべてのメニューにおいて補助の対象となりません。**

- ① 飲食費（※1）
- ② ギャンブル等の遊興費
- ③ 生活必需品（食料品（※2）、日用雑貨、布団、枕など）の購入費
- ④ 光熱水費
- ⑤ 通信費
- ⑥ 商品券、ギフト券、旅行券、図書カードなどの金券の購入費
- ⑦ 商品券、ギフト券、旅行券、図書カードなどの金券及びポイントでの購入費
- ⑧ 公務・通勤にかかる経費
- ⑨ 保険適用の医療費等
- ⑩ ペットの費用

※1 一泊二食付き等の食事がセットになっている宿泊料は対象となります。

※2 防災バッグや非常持ち出し袋に含まれる非常食等は対象となりますが、非常食のみの購入は対象外です。

## メニューごとのQ&A

### 【健康増進器具購入等】

会員の健康の保持増進に客観的・直接的に効果があると認められるものが対象となります。

「客観的に効果が認められる」とは、体脂肪計や血圧計など、数値で効果を測定できるものをいいます。

また、「直接的に効果が認められる」とは、例えば、マッサージ器など、それを利用することにより肩こりや脚のむくみが緩和されるなど、その効果が身体に直接的に現れるもので、かつ、それが世間一般に認知されているものをいいます。

(補助対象と認められる用品の例)

体脂肪計、血圧計、万歩計、ルームランナー、エアロバイク、マッサージ器、吸入器等

(補助対象と認められない用品の例)

医薬品、ビタミン剤、栄養ドリンクなどの健康食品

ヒーター、浄水器、除湿機など生活環境の改善を目的とするもの

眼鏡、電動歯ブラシ、低反発枕など日用品の範疇に入るもの

美顔器、脱毛器、エステ機器などの美容関係機器等

エステ、マッサージの利用料など用品購入にあたらぬもの

Q15 スマートウォッチは対象となるのか？

A15 歩数や心拍数、血圧等を計測する機能を有するものは対象となります。

### 【人間ドック】

Q16 共済組合実施の人間ドックを受診した際、当初の検査項目にはない項目を追加オプションで受診したが、その料金は対象となるのか？

A16 対象となります。共済組合で定めた自己負担額と合わせ、検査項目をオプションで追加した場合の自己負担の増額分についても対象としています。

Q17 人間ドックの受診結果に基づいて治療した場合、その治療費は対象になるのか？

A17 治療費（保険の適用を受けるもの）は対象になりません。

### 【予防接種】

Q18 インフルエンザ以外の予防接種も対象となるのか？

A18 対象となります。ただし、保険適用分は対象外です。

Q19 子供の予防接種料金も対象となるのか？

A19 会員本人が費用を負担していれば、扶養している・していないにかかわらず、対象となります。

子供さん名義の領収書を添付する場合は、「カフェテリアプラン請求書」の申告欄の該当箇所をチェックしてください。

### 【運動施設利用等】

Q20 スキー場のシーズン券、フィットネスクラブの年会費などは対象となるのか？

A20 対象となります。

運動施設等利用に該当するものとして認めています。

### 【禁煙支援】

Q21 禁煙外来受診費用は対象となるのか？

A21 対象となります。ただし、保険適用分は対象外です。

**【スポーツ用品・自己の資質向上のために使用する用具等の購入等】**

Q22 スポーツ用品の修繕費や維持管理に要する費用は対象となるのか？

A22 対象となりません。(例：スキー用ワックスの購入、ガット張替え等)

**【文化・教養講座受講等】**

Q23 テレビ講座の受講に要する費用は対象となるのか？

A23 テキスト等の教材費は対象となりますが、衛星放送受信機器の購入経費や視聴料は対象となりません。

Q24 本の購入は対象となるのか？

A24 対象となります。

Q25 文化・教育講座受講料の他には、どのようなものが対象となるのか？

A25 自己の資質向上を目的とした文化・教養に関する用品の購入に係る経費が対象となります。(例：絵画、手芸、園芸、陶芸、囲碁、将棋等に使用する用品)

**【ボランティア活動】**

Q26 対象となる費用は何ですか？

A26 主に交通費が対象となります。その他、演劇等で社会福祉施設に慰問した場合などは、その演劇等に要する経費も対象となります。

ただし、食費や寄付金等は対象となりません。

**【芸術鑑賞・スポーツ観戦・レジャー施設利用等】**

**※このメニューを選択する場合は、必ず1ページ「請求手続き」のA2、A3を一読してください。**

Q27 東京ディズニーランド等のテーマパークも対象となるのか？

A27 対象となります。

ただし、競馬場や競輪場等は対象となりません。

Q28 映画、コンサート、スポーツ観戦等のチケットを購入した場合に、事業者の都合により領収書の交付がうけられなかった場合はどうすればいいか？

A28 使用済み半券等を添付して請求してください。

ただし、添付する半券等には、2ページ「領収書について」A5のとおり、①～⑤が明記されていることが必須です。

明記されていない項目がある場合は、余白に記入してください。

Q29 電子チケットの場合、領収書や半券がないがどうすればいいか？

A29 支払った事がわかる部分と利用（入場）済であることがわかるスマートフォン等の画面のスクリーンショットを添付してください。

### 【私事旅行】

**※このメニューを選択する場合は、必ず1ページ「請求手続き」のA2, A3を一読してください。**

Q30 旅行時の飲食費や高速道路料金は対象となるのか？

A30 一泊二食付き等の食事がセットになっている宿泊料については、全額対象となりますが、宿泊料とは別に追加した飲食費は対象となりません。

また、高速道路料金は対象となりません。公共交通機関を使用した交通費のみ対象となりますので、ガソリン代、レンタカー代及びタクシー代は対象外です。

Q31 団体ツアーで参加した私事旅行の支払経費に食費が含まれている場合は、どうすればいいか？

A31 宿泊料とセットになっている場合は対象となります。

### 【結婚活動】

Q32 どのような経費が対象となるのか？

A32 会員が結婚することを目的に取り組むものとして、県が運営する「あおもりマッチングシステムA I であう」の利用登録料が対象となります。

### 【育児・介護支援】

Q33 紙おむつやミルク代は対象となるか？

A33 対象となりません。

Q34 オルゴールメリーやすべり台等は対象となるか？

A34 おもちゃや遊具にあたるものは対象となりません。

Q35 幼児教室や塾の月謝は対象となるか？

A35 対象となりません。

Q36 保育園、幼稚園、託児所等の保育料は対象となるか？

A36 対象となります。ただし、配偶者が支払っている場合など、会員が直接払ったものではない場合は対象となりません。

Q37 老人ホームの費用は対象となるか？

A37 対象となります。

ただし、家族の年金から支払われている場合など、会員が直接支払ったものでない場合は対象となりません。

また、食事代やおむつ代は対象となりません。

#### 【防災・節電】

Q38 対象となる用品は何か？

A38 防災支援については、主に直接的に災害防止につながる用品や災害に事前に備えることを目的とした用品が対象となります。

節電支援については、主に直接的に節電につながる用品や節電効果を確認することができる用品が対象となります。

ただし、生活家電及び娯楽家電は対象となりません